

府子本第654号  
平成29年8月18日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

(印影印刷)

平成29年度保育士等の処遇改善導入円滑化特別対策事業の実施について

表記については、今般、別紙のとおり「平成29年度保育士等の処遇改善導入円滑化特別対策事業実施要綱」を定め、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

## 別紙

### 平成 29 年度保育士等の処遇改善導入円滑化特別対策事業実施要綱

#### 1 事業の目的

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)等において、保育士(子ども・子育て支援新制度における認定こども園及び幼稚園等の職員を含む。)や放課後児童クラブの職員について処遇改善を行うこととされたことを踏まえ、平成 29 年度から、子ども・子育て支援新制度の公定価格において 2 %相当の処遇改善及び技能・経験等に応じた追加的な処遇改善、放課後児童健全育成事業において、経験等に応じた処遇改善を行うこととしている。

各施設及び各事業所における新たな処遇改善の仕組みへの取り組みを促進し、もって保育士等の賃金改善を図るため、制度の内容及び趣旨の周知や、必要なシステムの改修等、新たな処遇改善の仕組みの円滑な施行等を支援することを目的とする。

#### 2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市町村及び特別区(以下「都道府県等」という。)とする。

#### 3 事業内容

事業内容は、保育士等の処遇改善等に関する、制度の周知、研修体制の整備、事業者に対する助言・指導、業務体制の確保、システムの改修等とし、それぞれ以下の(1)から(5)に掲げる内容とする。

##### (1) 処遇改善関係事業の周知

平成 29 年度に実施する、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成 27 年 3 月 31 日府政共生第 3 4 9 号、2 6 文科初第 1 4 6 3 号、雇児発 0 3 3 1 第 1 0 号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)における処遇改善等加算のうち 2 %相当分及び処遇改善等加算、放課後児童健全育成事業実施要綱(平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)における「放課後児童支援員等処遇改善等事業」のうち平成 29 年度より新たに対象となった職員に対する部分及び「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」(以下「処遇改善関係事業」という。)を円滑に実施するために、処遇改善関係事業の内容等について、市町村や事業者、関係団体等に周知を行う。

##### (事業例)

- a. 処遇改善関係事業に関するリーフレットやポスター等の広報用媒体の作成、配布

- b．市町村や事業者等に対する処遇改善関係事業に係る説明会等の開催
- c．処遇改善関係事業に係る賃金改善計画書及び同実績報告書等の印刷

- (2) 処遇改善関係事業の要件として求められる研修体制の整備  
処遇改善関係事業の要件として求められる研修について、円滑な実施に向け、研修の内容や実施方法等の体制整備を行う。

(事業例)

- a．処遇改善関係事業の要件として求められる研修制度の研修内容や実施方法に係る検討会議の開催
- b．処遇改善関係事業の要件として求められる研修テキスト等の作成
- c．事業者や関係機関に対する説明会の開催

- (3) 事業者に対する助言・指導  
処遇改善関係事業に取り組む事業者を支援するため、事業者に対する相談対応や助言、指導を行う。

(事業例)

- a．事業者からの相談に応じる専用コールセンターの設置等の相談体制の整備及び実施
- b．専門的な相談員（社会保険労務士等の処遇改善関係事業を実施するために必要な知識及び経験を有する者）を事業所に派遣する又は専門ブースを設置するなどにより、給与規定等の整備等の具体的手順や規定の内容に係る助言等を行う。

- (4) 都道府県等における審査等の業務体制の確保  
処遇改善関係事業の実施に伴い、増加する賃金改善計画の確認・審査等の事務負担に対応するため、都道府県等において事務体制の整備を行う。

(事業例)

- a．処遇改善関係事業に係る申請書等の審査・確認等に必要な非常勤職員等の人員等の確保
- b．aの職員が使用するPC機器等の借上げ

- (5) 処遇改善関係事業に係る電子システムの改修  
処遇改善関係事業の実施に伴い、都道府県等において、子どものための教育・保育給付費負担金及び放課後児童健全育成事業費に係る電子システムに関し、必要な改修を行う。

(事業例)

a . 処遇改善関係事業の実施に伴うこれを目的としたシステムの改修

4 留意事項

他の交付金や補助金等の対象となる場合は本補助金の対象としない。

5 報告

都道府県等は、別に定めるところにより、本事業の実施状況等を内閣総理大臣に報告するものとする。

6 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する費用については、内閣府が別に定める「平成29年度子ども・子育て支援推進費補助金交付要綱」に基づき、実施計画を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。